

企画提案公募実施要領

1 目的

福岡県では、県産小麦の生産振興に向け、既存品種「ちくし W2 号」より耐倒伏性に優れ、黄斑病に強い新品種「ちくし春香」を開発しました。現在、「ちくし W2 号」はラーメン用小麦「ラー麦」として県内を中心に流通・販売されていますが、今後は「ちくし春香」が「ラー麦」として販売されます。

この度、令和 9 年産より「ちくし W2 号」から「ちくし春香」へ全面切替となることを契機に、「ラー麦」を県外やインバウンド向けに PR し更なる知名度向上を図るとともに、新品種の品質安定に向けた取り組みを行うこととしています。

今回、これらの業務の委託先を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：小麦新品種普及拡大等業務委託
- (2) 業 務 内 容：別添「公募仕様書」のとおり
- (3) 予 算 額：4, 7 4 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委 託 期 間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 4 日（水）まで

3 応募資格

次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 1 4 年 2 月 2 2 日 1 3 管達第 6 6 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に掲げる要件を満たさないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、またその補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

5 企画提案公募スケジュール

スケジュール	期日
(1) 企画提案公募の開始	令和8年9月16日(水) から
(2) 質問受付期限	令和8年9月30日(水) 17時まで
(3) 企画提案書の提出期限	令和8年10月19日(月) 17時まで
(4) 最終審査(書面審査)	令和8年10月20～23日(火～金) 予定
(5) 審査結果の通知	令和8年10月26日(月) 予定
(6) 契約締結	令和8年10月末予定

6 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、以下のとおり受け付けます。

(1) 提出方法

別添「質問書(様式第1号)」を電子メールまたはFAXにて以下の提出先へ提出してください。なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。

【質問書提出先】(担当: 石橋宛て)

電子メール: ishibashi-y9867@pref.fukuoka.lg.jp FAX: 092-643-3477

(2) 提出期限

令和8年9月30日(水) 17時

(3) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年10月5日(月)までに回答を県ホームページに掲載します。

7 応募方法

(1) 応募書類

- ・企画提案応募申込書(様式第2号): 2部
- ・企画提案書: 12部 ※作成方法については「8 企画提案書作成について」を参照

(2) 応募締切

令和8年10月19日(月) 17時必着

(3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参(平日 9時から17時まで)又は郵送、宅配便等により以下の提出先へ提出してください(FAX及び電子メール不可)。

【応募書類提出先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 北棟5階
福岡県農林水産部水田農業振興課 農産振興係 石橋宛て

8 企画提案書作成について

(1) 別添「企画提案書作成要領」のとおり

(2) 注意事項

- ・別添「公募仕様書」の内容に基づき作成してください。
- ・原則としてA4版、片面印刷としてください。
- ・提出された企画書等は委託先の選定のみに使用します。
- ・企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現

が確約されることのみ表記してください。

- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とします。
- ・提出された提案書については、返却しません。
- ・選定後、提案者の都合により、企画提案内容と大幅な変更が生じる場合には、契約できない場合があります。
- ・選定された提案者の企画提案書に係る著作権は、県に帰属するものとします。選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。

9 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

- ・仕様書等に基づき提出された提案書については、選定委員会において、書類審査を行い、最も優秀な提案を行った1事業者を選定します。
- ・提案書の内容について、選定委員会においてヒアリング等を行う場合があります。

(2) 審査

- ・「小麦新品種普及拡大等業務委託団体選定審査会」（以下、「審査会」という。）において、以下の審査項目、審査基準及び配点により、企画提案書の内容を審査のうえ、最も高い得点の1者を委託先候補者に選定し、審査の結果を令和8年10月26日（月）までに通知します。
- ・委託先候補者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げます。
- ・企画提案者が1者のみの場合でも、審査会で審査のうえ委託先候補者を決定します。

審査項目	審査基準	配点
業務内容	・企画仕様書の内容に沿った提案内容となっているか ・提案された業務の実施内容、手法が公募仕様書に示された目的を効率的、効果的に達成しうるものとなっているか ・提案者独自の観点や創意工夫が認められるか	30
実施スケジュール	・業務を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか	5
実施体制	・業務を円滑に実施できる組織、人員を有しているか	5
業務実績	・過去に本業務に類似した業務を実施するなど、実績が豊富か	5
経費配分	・業務経費は合理的に積算され、適切な内容であるか	5

10 契約締結について

- (1) 県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとします。
- (2) 協議は、委託先候補者としての順位が上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次点の委託先候補者と協議を行うものとします。
- (3) 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、採用事業者から見積書を徴して、予算の範囲内において契約を締結します。なお、契約締結に係る諸経費（印紙代等）は、受託者の負担とします。
- (4) 委託内容は、企画提案書をもとに細部を県と採用事業者で打合せの上決定します。
- (5) 福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証

金として福岡県に納めていただきます。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約満了時に全額返還いたします。また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合等、契約保証金が減免される場合があります。

(6) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書で確認できるものを対象とします。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係のない経費や、備品の購入等事業者の財産取得となる経費は対象外とします。

(7) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

1 1 問い合わせ先

福岡県農林水産部水田農業振興課 農産振興係

担 当：石橋

TEL：092－643－3472

FAX：092－643－3477